

2022年10月4日

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 芳野 友子
(日本労働組合総連合会)

意見書

本日は所用により欠席させていただきますので、所得税制の再構築とNISAの抜本的な拡充について、書面にて意見を申し述べます。よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 所得税制の再構築について

所得税においては、コロナ禍による貧困の固定化と格差の拡大、所得の二極化がこれまで以上に進む中、所得再分配機能の強化が喫緊の課題である。この問題を是正するためにも、税率構造を累進性強化の観点から見直し、所得税制の再構築が必要であり、以下の点について見直しをはかるべきである。

- 人的控除は、できる限り社会保障給付や子育て・教育に関する各種支援策に振り替え、残すものは、高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる現行の所得控除方式から、所得水準に関わらず軽減額が一定の税額控除方式に改めるべきである。
- 給与所得控除に関しては、勤務費用の概算控除に加え、①給与所得者と他の所得者との捕捉率の格差、②源泉徴収による早期納税分の金利分、③資産所得、事業所得に比べて担税力が弱いことなどを総合的に加味して設けられている控除であることを踏まえ、検討を行うとすればくれぐれも慎重を期すべきである。
- 高所得者ほど所得税負担割合が低下する「1億円の壁」問題を是正するため、「すべての所得を合算して担税力の基準とし、そこに累進税率を適用する」総合課税が本来の姿であるが、当面は以下の改革をはかるべきである。
 - ・将来的な総合課税化を見据えつつ、税率の引き上げと税率構造の段階化を行う。
 - ・金融所得を含む全ての所得の適切な把握に向け、全ての預貯金口座とマイナンバーのひも付けをはじめとする環境整備を行う。

2. NISAの抜本的な拡充について

「資産所得倍増プラン」の提起によって、今後NISAの抜本的な拡充などが検討される見込みであるが、個人の貯蓄の増加は「将来不安への高まり」を背景としており、投資優遇策を実施する前に、社会保障と税の一体改革や持続的に賃金が上昇する経済の実現、低所得者へのセーフティネットの充実など、まずは将来不安の払しょくに取り組むべきである。また、資産所得格差の拡大をもたらさないためには、投資優遇策は金融所得課税の強化とあわせて行うべきである。

以 上